

○財務省告示第二百十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年六月二十日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十六年七月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（十年）（第三百三十四回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に関する  
法律（平成二十四年法律第百  
一号）第二条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項及び第六十二条第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適用等

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

方募

ハ ロ イ  
 ・別債行争非者特国札非 入 価法入  
 第参市及入価・別債発競 札格 決  
 II加場び札格第参市行争 発競 定  
 非者特国発競 I加場 入 行争 の

込募各割各当も各  
 み限度債市ての申  
 の度額市場の。らみ  
 応募の場特。応のう  
 額を囲別参募額を案分に  
 割りに加者おごとの  
 当ていて各申  
 る。各申  
 。

争市る参てし  
 入場も加、た  
 札特の者、後  
 発行参加者に  
 一と者発に  
 いう。第(以下  
 二非(以下(第I  
 格(以下(第I非  
 競(以下(第I非  
 。

価格を募入額により加重平均し  
 得られる価格をその発行(以下  
 とするも、発行(以下  
 競争入札発「と、価格  
 競争入札発「と、価格  
 であつて、財務大臣が行われ  
 場特別参加者による発行(以下  
 を定める市場参加者・第I非  
 一、国債市場特別参加者・第I非  
 価格競争入札発「と、価格  
 。

六

イ

発

入 価 入 価  
札 格 行 札 格  
発 競 発 競  
行 争 額 行 争

ロ

札 非  
発 競  
行 争  
入

ハ

争 非 者 特 国  
入 価 ・ 別 債  
札 格 第 参 市  
発 競 I 加 場

い に 関 凶 財 万 い に 関 凶 財 三 債 の 五 額 た 条 特 万 金 し 二 債 要 千 つ 定 う 額  
て 基 ず る 政 円 へ づ 基 ず る 政 百 に 規 万 で 利 第 一 会 円 額 だ 条 の 一 行 財 九 百 て 基 ち 面  
、 づ る 法 め 営 平 額 き 法 め 営 億 い に 定 円 千 付 国 項 計 へ 一 付 一 行 源 の 十 は づ 財 額  
額 き 法 め 営 平 額 き 法 め 営 億 い に 定 円 千 付 国 項 計 へ 一 付 一 行 源 の 十 は づ 財 額  
面 発 行 第 公 必 二 金 行 第 公 必 千 は づ き 第 十 三 い に 規 定 する 法 律 第 四 十 六  
金 行 第 公 必 二 金 行 第 公 必 千 は づ き 第 十 三 い に 規 定 する 法 律 第 四 十 六  
額 し 二 債 の な 六 年 七 付 一 行 源 の 万 額 だ 条 の 一 行 財 十 億 三 千 三 額 面 金 し  
で た 条 の な 六 年 七 付 一 行 源 の 万 額 だ 条 の 一 行 財 十 億 三 千 三 額 面 金 し  
二 利 第 一 項 の 特 確 算 分 四 千 つ 定 に を 四 千 国 項 十 金 し  
十 国 債 の 規 例 に を 四 千 国 債 の 規 例 に を 四 千 国 債 の 規 例 に を 四 千 国 債 の 規 例 に を  
二 億 に 規 定 する 法 律 第 四 十 六 年 度 予 算 分 ) 五 面 行 第 公 必 三 億 債 の 規

十一 一 発 行 価 格 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金										七 払 込 金 額									
		行 争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行	非 争 入 札 発 行	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 行
平成二十六年六月二十日	振替法の規定による最低額の金簿	五			三				二			七	十	二				条	特	（	
		万			千				千			十	万	兆				第	別	平	
		円			五				十			億	億	千				一	会	成	
					百				億			三	億	八				項	計	二	
					五				千			千	千	八				の	に	十	
					十				九			四	四	十				規	関	六	
					三				百			百	六	六				定	す	年	
					億				四			四	億	億				に	る	度	
					千				万			万	八	千				基	法	予	
					五				四			八	千	五				づ	律	算	
					百				万			千	五	百				き	第	分	
					五				円			円	千	三				面	四	）	
					十													金	十		
					二													行	六		
					十													し			
					六													額			

十 十 十  
七 六 五

十  
四

十 十  
三 二

ロ イ

元 償 償  
利 還 還  
金 金 期  
支 額 限

後 第  
の 二  
利 期  
子 以

初 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価  
期 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格  
利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競  
子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 ` 入 行 争

日 額 平 る い 日 毎  
本 面 成 利 て を 年  
銀 金 三 子 ` 支 六  
行 額 十 を そ 払 月  
百 六 支 の 期 二  
円 年 払 日 と 十  
に 六 う 以 し 日  
つ 月 ° 前 ` 及  
き 二 六 各 び  
百 十 月 支 十  
円 日 間 払 二  
に 期 月  
属 に 二  
す お 十

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{1}{2}}$$

規 下 は 払 し 払 平 年  
定 ` ` 期 た 金 と 成 ○  
す 次 そ が 銀 額 し 十 六  
る 号 の 行 を ` 六 パ  
期 及 翌 業 休 支 次 年 |  
日 び 営 業 業 払 の 十 セ  
に 第 業 業 日 日 ° 式 月 ト  
つ 十 日 に に ° 算 二  
い 五 に に ° 算 月 ト  
て 号 支 当 た だ よ 十  
同 に 払 た だ し り 日  
じ お う る し ` 算  
。 い ( と ` 算  
。 て 以 き 支 出 支

十 額 格 十 額  
二 面 一 面  
銭 金 錢 金  
額 額 以 額  
百 上 百  
円 の 円  
に そ に  
つ れ つ  
き ぞ き  
九 れ 九  
十 の 十  
九 応 九  
円 募 円  
九 価 九

十 十  
九 八

払 者 入 払  
込 札 場  
期 参 所  
日 加

平 財  
成 務  
二 大  
十 臣  
六 か  
年 ら  
六 通  
月 知  
二 を  
十 受  
日 け  
た  
者